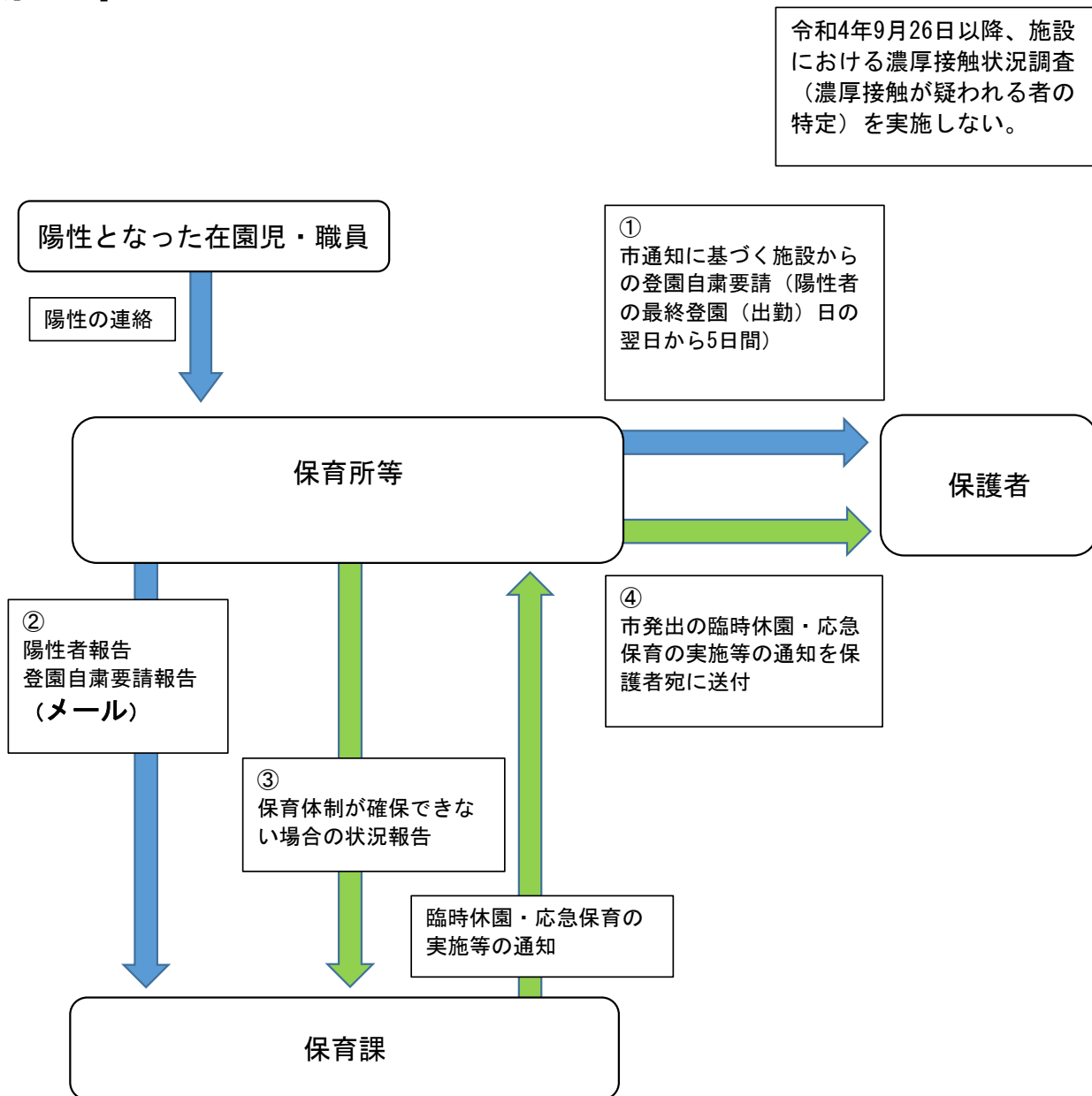


在園児・職員が新型コロナウイルス感染症検査にて陽性が判明した場合の対応

ver. 9.0
令和4年9月22日更新
令和4年9月26日施行

- ①在園児・職員の陽性が判明した場合、市通知に基づく施設からの登園自粛を要請する。
- ②保育課あてに、陽性者の報告及び報告様式による登園自粛要請報告を行う。
- ③複数の職員が陽性と判明するなど、保育体制が確保できない場合、保育課に状況報告を行う。
- ④市から発出される臨時休園・応急保育の実施等の通知を保護者宛に送付する。

【対応フロー】



※園児または職員の家族が陽性となった場合（園児または職員が濃厚接触者となった場合を含む）には、登園自粛を要請しない。

※状況によって対応が変わる場合があります。